

報道関係者 各位

令和8年5月28日

【照会先】

橋本労働基準監督署

(電話) 0736(32)1190

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

- ドラグ・ショベルの転落を防止する措置を講じていなかった疑い -

橋本労働基準監督署(署長 ひらいゆみ 平井裕弥)は、本日、南海砂利株式会社なんかいじやりほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和8年1月9日、南海砂利株式会社須河すごう碎石工場の表土置き場(橋本市恋野)において、ドラグ・ショベルを用いて整地作業を行わせるに当たり、路肩からの転落による労働者の危険を防止する措置を講じていなかった疑い。

### 1 被疑者

#### (1) 南海砂利株式会社

本店所在地：和歌山県橋本市学文路

事業内容：砂利採取業

#### (2) 同社部長A

### 2 違反条文

被疑者南海砂利株式会社及び被疑者Aに対して、労働安全衛生法違反

同法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第157条第1項(転落等の防止等)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

### 3 労働災害の概要

令和8年1月9日、南海砂利株式会社須河碎石工場の表土置き場において、労働者Bに

車両系建設機械であるドラグ・ショベルを運転させ整地作業を行わせていたところ、ドラグ・ショベルが路肩から約 10 メートル下の傾斜地に転落し、運転席から投げ出された労働者 B が重傷を負う災害が発生しました。

#### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、事業者に対し、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならないと規定していますが、本件災害発生時、これらの措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

なお、必要な幅員を保持する等には、ガードレールの設置、標識の設定等の措置が含まれます。

#### 5 参考資料

別添 1 関係条文

参考 関係条文
---------

## 労働安全衛生法 抄

### (事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

<第2号、第3号 略>

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、・・・(中略)・・・又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

<第2号～第4号 略>

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 労働安全衛生規則 抄

### (転落等の防止等)

第百五十七条 第1項 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

<第2項～第3項 略>